令和7年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針(案)

令和7年3月18日

岐阜地方最低賃金審議会は、下記事項に留意し審議を行うものとする。

記

- 1 諮問に係る改正審議に当たっては、専門部会を設置して調査審議を行う。 審議会委員は、専門部会委員の選任について、関係団体が公示期限までに推薦 できるよう協力するものとする。
- 2 <u>令和7年度</u>において諮問された岐阜県最低賃金については、<u>令和7年10月1日</u> の発効を目途とし、審議の促進に努力する。
- 3 特定最低賃金は、岐阜県全域において適用する。 特定最低賃金の改正等の必要性に係る調査審議については、審議会で行う。 改正等の決定については、全会一致の議決となるよう努める。
- 4 特定最低賃金については、原則として、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、専門部会の決議をもって審議会の決議とするが、専門部会において全会一致で議決されなかった場合には、審議会で決議するものとする。
- 5 <u>令和7年度</u>において諮問された特定最低賃金については、一括して<u>令和7年12</u> 月 21 日 の発効を目途とし、審議の促進に努力する。

ただし、新設申出業種については、当該申出の取扱いが決定された時点において、 別途協議するものとする。

(注)下線は変更箇所

匹 ဖ $\widehat{\underline{\mathbb{F}}}$ 25 (7K) 26 (木) 3 (关) <u>₩</u> **他** $\widehat{\underline{\mathbb{F}}}$ (+) (+ 3 幺 $\widehat{\mathbb{K}}$ **(州** \Re 28 (土) <u>1</u> (田) 2 (月) (供 (田) 8 $\widehat{\mathsf{K}}$ **銀** \overline{H} \widehat{H} 29 (日) 9 15 6 9 14 21 23 24 30 13 16 17 18 19 20 27 第487回本審 (14:00) 匹 5 (月) こどもの日 憲法記念日 4 (日) みどりの日 振替休日 Ŋ (※) 9 3 (+) 13 (火) 20 (次) 27 (火) 28 (水) 31 (+) 7(米) $\widehat{\mathbb{S}}$ 21 (水) 23 (金) 26 (月) 29 (木) (州 25 (日) 30 (金) K $\widehat{\mathsf{K}}$ 天 $\widehat{\mathsf{K}}$ (州 \widehat{H} \Re \widehat{H} 6月審議会・専門部会等日程 (供 \widehat{H} 9 7 0 14 18 19 6 12 22 15 16 匹 昭和の日 3 幺 $\widehat{\underline{\mathbb{H}}}$ 幺 $\widehat{\underline{\mathsf{K}}}$ (州 $\widehat{\underline{H}}$ (H) 9 $\widehat{\underline{\mathbb{F}}}$ 天 $\widehat{\mathsf{K}}$ $\widehat{\underline{\mathbb{F}}}$ $\widehat{\mathfrak{Z}}$ 关 $\widehat{\underline{\mathsf{K}}}$ (世 $\widehat{\mathbb{H}}$ \Im $\widehat{\underline{\mathsf{K}}}$ (供 \widehat{H} $\widehat{\underline{\square}}$ (H) $\widehat{\mathbb{H}}$ $\widehat{\Xi}$? 10 က 5 ∞ 6 4 13 15 16 12 18 令和7年2月 (16:00)匹 18 (火) 第486回本審 Ш 春分の ო | 21 (金)| 12 (米) 13 (米) (番) 24 (月) 10 (月) 11 (火) (月) 19 (水) 25 (火) 26 (水) 27 (木) 31 (月) 8 (+) 8 16 (日) 28 (金) 29 (土) (日) 6 15 (±) $\frac{\mathcal{K}}{\mathcal{K}}$ 23 (日) 30 (日) \widehat{H} 20 22 (火) 第2回運営小委員会(14:00) 匹 11 (火) 建国記念の日 天皇誕生日 24 (月) 振替休日 0 2 (日) 5 (3K) 12 (水) 13 |\frac{\frac{1}{3}}{ 16 (田) 25 (火) 26 (水) <u>⊬</u> (+) 8 (田) 6 15 (土) $\widehat{\mathbb{S}}$ $\widehat{\mathbb{K}}$ $\widehat{+}$ $\widehat{\mathsf{K}}$ 28 (金) + 3 (供 (州 (供 9 14 8 19 20 21

資料

2

匹 勤労感謝の 3 (月) 文化の日 (H) 2 (日) 24 (月) 25 (火) 26 (水) 5 (7K) (田) 6 10 (月) 12 (水) $\widehat{\underline{\mathbb{F}}}$ 27 (木) 30 (日) <u>₩</u> 7 (金) (+) 8 3 \bigoplus 28 (金) 29 (±) $\frac{\bigcirc}{\mathbb{H}}$ $\widehat{\mathsf{K}}$ \widehat{H} $\widehat{\mathsf{K}}$ (出 (州 13 16 8 19 20 14 17 15 21 匹 スポーツの日 0 (水) 県最賃発効 • 専門部会等日程 (**日**) 29 (水) 30 (米) $\widehat{\mathbb{H}}$ 3 3 3 3 (州 (世 (田) $\widehat{\mathsf{K}}$ 天 $\widehat{\mathbb{H}}$ (供 $\widehat{\mathsf{K}}$ (H) 26 (日) \widehat{H} 5 (日) (供 \overline{H} \widehat{H} $\overline{\mathbb{H}}$ 10 12 13 18 24 28 ∞ 6 16 20 22 23 27 31 14 15 19 21 (14:00) 特定最賃合同専門部会 匹 県最賃官報公示 (法定発効) 月審議会 敬老の日 秋分の日 တ _ $\widehat{\mathbb{H}}$ 3 3 3 28 (日) 幺 $\widehat{\mathbb{K}}$ $\widehat{\underline{H}}$ $\widehat{\underline{\mathbb{F}}}$ $\widehat{\mathfrak{Z}}$ 幺 $\widehat{\underline{\mathsf{K}}}$ 关 $\widehat{\mathsf{K}}$ (世 $\widehat{\underline{\mathbb{S}}}$ $\frac{2}{8}$ $\widehat{\mathsf{K}}$ (州 $\widehat{\underline{H}}$ $\widehat{\mathbb{F}}$ $\widehat{\mathfrak{Z}}$ **他** $\widehat{\#}$ $\widehat{\mathbb{H}}$ \widehat{H} $\overline{}$ 10 2 က 2 9 ∞ 6 Ξ 27 29 30 4 12 13 14 15 16 S 17 18 19 20 21 22 24 25 26 令和7年7月 期間·専門特定最質問 (13:30)部会委員推薦期間條労使意見申出 30) 十年日譚) 県最賃異議 6) 第3回専門部会 (専門部会予備日) 第491回本審 田の田 $\boldsymbol{\omega}$ 2 (关) <u>E</u> 11 (月) 31 (日) $\widehat{\underline{\mathsf{K}}}$ (出 3 (田) 10 (田) $\widehat{\mathbb{S}}$ \Im 关 \Im \widehat{H} $\frac{2}{(\pm)}$ $\widehat{\mathsf{K}}$ $\widehat{\mathbb{H}}$ 3 $\widehat{\mathsf{K}}$ (供 \widehat{H} (供 \widehat{H} $\widehat{\mathbb{K}}$ (H) (世 16 30 6 12 13 14 15 17 8 24 25 26 28 9 19 20 23 29 8 21 27 22 31 (木) 第2 回專門部会 (13:30) (00) (14:00) 30 (水) 第489回本審(9:30) 第1回車門部会(11 匹 員推薦期間 (火) 第488回本審 見申出期間 県最賃関係労 神の日 2(水) 29 (水) 21 (月) 28 (月) <u>₩</u> (<u>米</u>) 9 (水) 15(次) 16 (水) <u>+</u> 18 (争) 22 (火) 23 (水) 24 (木) 10 K 14 (月) 25 (金) 26 (土) 27 (日) (H) \widehat{H} (田) 9 <u>E</u> 11 (金) \widehat{H} \widehat{H} 13 2 12 19 20 4

5

令和7年度日程(案)(4月~9月)

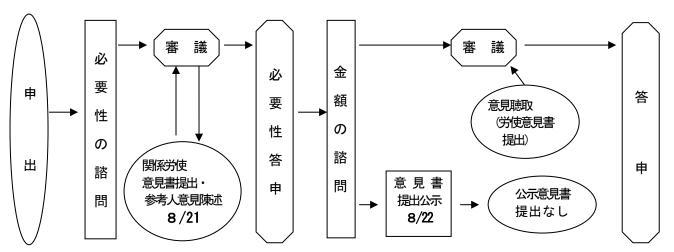
日程	開催時刻	会議名	議題
5月13日(火)	14:00	第487回本審	会長·運小委員選出、運営 規定等確認
7月1日(火)	14:00	第488回本審	県最賃諮問、特賃必要性諮問
7月30日(水)	9:30	第489回本審	県最賃意見陳述、目安伝達
7月30日(水)	11:00	第1回専門部会	県最賃審議
7月31日(木)	13:30	第2回専門部会	県最賃審議
8月1日(金)	13:30	第3回専門部会	県最賃審議
8月4日(月)	13:30	(専門部会予備日)	同上
8月5日(火)	9:30	第4回専門部会	県最賃審議
8月5日(火)	11:00	第490回本審	県最賃答申
8月21日(木)	9:30	第491回本審	県最賃異議答申、特賃意見陳述、 同必要性答申、同金額諮問
9月16日(火)	14:00	特賃合同専門部会	部会長選出、運営規定確認

資料 3

特定最低賃金の審議の流れ(令和6年度)

 7/1
 7/29
 8/5
 8/21
 8/21
 9/9~10/16
 10/11(自)

 8/21
 10/16(航)



令和6年度審議経過

节和 6 年度畨議栓 適						
会 議 (議 題)	審議内容	意見書				
7月29日 本審 (県最賃目安伝達・特賃改正 必要性諮問)	・必要性諮問・必要性有無に関して労使とも意見表明なし。	・意見書提出なし				
8月5日 本審 (県最賃答申・特賃改正 必要性答申)	・必要性有無に係る審議 (自動車:労使あり) (電 機:労あり、使なし) (航空機:労あり、使なし) 継続審議となる。	・必要性に係る意見書 航空機:労使提出				
8月21日 本審 (県最賃異議審・ 特賃改正必要性答申・ 特賃金額改正諮問)	 ・必要性有無に係る審議【参考人意見陳述実施:電機(労使各1名)、航空機(労側1名、使側2名)】 ・自動車・航空機は必要性あり、電機は必要性なしの答申。同答申を受け2業種の金額改正が諮問された。 					
9月9日 特賃合同専門部会 (金額改正審議)	・部会長、部会長代理の選任・運営規程の審議、資料説明	・意見書提出なし				
第2回特賃専門部会 10/3~7 (金額改正審議) 第3回特賃専門部会 10/11~16 (金額改正審議)	・金額改正審議(二者協議) 10/11 自動車答申(1,057円) 10/16 航空機答申(1,049円)	・金額改正に係る 意見書 自動車:労使提出 航空機:労使提出				

特定最低賃金の審議の流れ(令和7年度(案))

7月初旬 8月下旬 8月下旬 8月下旬 9月中旬~10月中旬 10 月下旬 議 審 議 (本審) 必 (専門部会) 金 必 申 要 答 額 要 性 意見聴取 の 性 (意見書) の 9月下旬 諮 答 関係労使意見書 出 諮 申 提出8月中旬 問 申 意見書 公示意見書 問 参考人意見陳述 提出公示 提出 8月下旬 8月下旬

令和7年度審議日程

会議(議題)	審議内容	意見聴取等
7月初旬 本審(特賃改正必要性諮問)	• 必要性諮問(各業種)	・労使双方は8月中旬 頃(期限指定)までに 改正必要性に係る意 見書を提出すること に加えて、参考人聴取 意見聴取を希望する 場合は事務局へ申出 する。
8月下旬 本審(特賃改正必要性答申・ 特賃金額改正諮問)	・必要性有無に係る審議(各業種)・必要性有無に係る答申(各業種)・金額改正に係る諮問(各業種)	・必要性有無に係る 意見書朗読(事務局) ・必要性有無に係る 参考人意見陳述(希望 する場合のみ)
9月中旬 特賃合同専門部会 (金額改正審議)	・部会長、部会長代理の選任・運営規程の審議、資料説明	・労使双方は9月下 旬(期限指定)までに 金額改正に係る意見 書を提出する。
10 月上旬~10 月中旬 特賃専門部会(金額改正審議)	・金額改正審議(各業種)・金額改正に係る答申(全会一致の場合)	・金額改正に係る 意見書朗読(事務局)

資料 5

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表

(地域別最低賃金)

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

	15日	異議申出	8営業日	官報	30日	発効
(要旨公示)	→	締切	\rightarrow		→	7620
8月1日(金)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月2日(土)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月3日(日)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月4日(月)		8月19日(火)		8月29日(金)		9月28日(日)
8月5日(火)		8月20日(水)		9月1日(月)		10月1日(水)
8月6日(水)		8月21日(木)		9月2日(火)		10月2日(木)
8月7日(木)		8月22日(金)		9月3日(水)		10月3日(金)
8月8日(金)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月9日(土)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月10日(日)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月11日(月)		8月26日(火)		9月5日(金)		10月5日(日)
8月12日(火)		8月27日(水)		9月8日(月)		10月8日(水)
8月13日(水)		8月28日(木)		9月9日(火)		10月9日(木)
8月14日(木)		8月29日(金)		9月10日(水)		10月10日(金)
8月15日(金)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月16日(土)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月17日(日)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月18日(月)		9月2日(火)		9月12日(金)		10月12日(日)
8月19日(火)		9月3日(水)		9月16日(火)		10月16日(木)
8月20日(水)		9月4日(木)		9月17日(水)		10月17日(金)
8月21日(木)		9月5日(金)		9月18日(木)		10月18日(土)
8月22日(金)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月23日(土)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月24日(日)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月25日(月)		9月9日(火)		9月22日(月)		10月22日(水)
8月26日(火)		9月10日(水)		9月24日(水)		10月24日(金)
8月27日(水)		9月11日(木)		9月25日(木)		10月25日(土)
8月28日(木)		9月12日(金)		9月26日(金)		10月26日(日)
8月29日(金)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月30日(土)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月31日(日)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表

(特定(産業別)最低賃金)

※12月21日(日)発効とするためには、10月23日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

	15日	10営業日 宮報	20.5			
答申 (要旨公示)	→	異議申出 締切	10呂来口	官報公示	30日	発効
10月1日(水)	,	10月16日(木)	·	10月30日(木)	,	11月29日(土)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月3日(金)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月4日(土)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月5日(日)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月6日(月)		10月21日(火)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月7日(火)		10月22日(水)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月8日(水)		10月23日(木)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月9日(木)		10月24日(金)		11月10日(月)		12月10日(水)
10月10日(金)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月11日(土)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月12日(日)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月13日(月)		10月28日(火)		11月12日(水)		12月12日(金)
10月14日(火)		10月29日(水)		11月13日(木)		12月13日(土)
10月15日(水)		10月30日(木)		11月14日(金)		12月14日(日)
10月16日(木)		10月31日(金)		11月17日(月)		12月17日(水)
10月17日(金)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月18日(土)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月19日(日)		11月4日(火)		11月18日(火)	•	12月18日(木)
10月20日(月)	•	11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月21日(火)		11月5日(水)		11月19日(水)		12月19日(金)
10月22日(水)		11月6日(木)		11月20日(木)		12月20日(土)
10月23日(木)		11月7日(金)		11月21日(金)		12月21日(日)
10月24日(金)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月25日(土)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月26日(日)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月27日(月)		11月11日(火)		11月26日(水)		12月26日(金)
10月28日(火)		11月12日(水)		11月27日(木)		12月27日(土)
10月29日(水)		11月13日(木)		11月28日(金)		12月28日(日)
10月30日(木)		11月14日(金)		12月1日(月)		12月31日(水)
10月31日(金)		11月17日(月)		12月2日(火)		1月1日(木)

特定(産業別)最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

(令和6年12月1日現在)

区 分 最低賃金の件名	適用産業分類	適用使用者数	適用労働者数	申出必要者数 (1/3)
岐阜県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金	E28 E29(E294を除く) E30	368	13,683	4,561
岐阜県自動車·同附属品 製造業最低賃金	E311	317	17,631	5,877
岐阜県航空機·同附属品 製造業最低賃金	E314	70	6,361	2,120

[※] 令和3年経済センサス活動調査結果を基に岐阜労働局労働基準部賃金室において推計したもの。